

障がいのある方のための

福祉のしおり

[令和8年度版]

小諸市福祉事務所
(小諸市 福祉課 福祉係)

目 次

1)	障がい者の相談窓口	1
	18歳未満の方についての相談	
	身体障がい、知的障がい、精神障がいについての相談	
	特定疾患医療についての相談	
	妊娠・出産・健康についての相談	
	こども・ひとり親家庭・女性のための相談	
	介護保険	
	税金・年金の相談	
	職業相談	
	その他の相談機関等	
	(民生・児童委員、障害者相談支援センター、成年後見支援センター、 聴覚障がい者情報センター、無料法律相談)	
	後期高齢者医療制度への移行	
2)	医療	3
	①福祉医療(重度心身障がい者(児)医療給付) ②自立支援医療	
	③小児慢性特定疾病医療費給付 ④特定医療費(指定難病)※別冊	
3)	手当・年金	5
	①特別児童扶養手当 ②障害基礎年金 ③障害厚生年金	
	④障害手当金 ⑤特別障害者手当 ⑥障害児福祉手当	
	⑦長野県心身障害者扶養共済制 ⑧児童扶養手当	
	⑨重度心身障がい者介護慰労金	
4)	補装具・日常生活用具	9
	①補装具の交付・修理 ②日常生活用具の給付・貸与	
	③重度心身障がい児(者)紙おむつ等給付	
5)	各種奉仕員等の派遣	10
	手話通訳者、要約筆記者の派遣	
6)	住宅	10
	①住宅改良補助 ②公営住宅への単身入居	
7)	生活福祉資金貸付	11

8) 交通・移動支援

——12

- (1) 鉄道運賃の割引
- (2) ジパング倶楽部(特急券等の割引)
- (3) 予約制相乗りタクシー「こもろ愛のりくん」運賃の割引
- (4) バス運賃の割引
- (5) 航空運賃の割引(国内線のみ)
- (6) タクシー運賃の割引
- (7) 重度心身障がい児(者)タクシー利用料金助成事業
- (8) 福祉有償運送
- (9) 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引
- (10) 自動車改造費の助成
- (11) 自動車運転免許取得の助成
- (12) 駐車禁止規制の適用除外
- (13) 信州パーキング・パーミット制度
- (14) 身体障がい者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の給付

9) 情報の提供等

——19

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①朗読ライブラリー等の貸出 | ②広報ながのけん |
| ③点字図書等の貸出 | ④手話・字幕つきビデオ・DVDの貸出 |
| ⑤FAXによる防災情報等の配信 | ⑥防災情報等の配信 |
| ⑦NHK受信料の免除 | ⑧NTT無料番号案内 |
| ⑨ホームページ等による情報提供 | ⑩青い鳥郵便葉書の無償配布 |
| ⑪点字郵便物等の無料扱い | ⑫携帯電話の割引サービス |
| ⑬災害時等要援護者支援制度 | ⑭選挙の不在者投票 |
| ⑮NET119緊急通報システム | ⑯110番アプリシステム |
| ⑰ミライロID | ⑱交通系のICカード |

10) 税金

——23

- | | | |
|-----|-------------------|---------------|
| 国税 | (1) 所得税の所得控除 | (2) 所得税の医療費控除 |
| | (3) 利子等の非課税 | (4) 消費税の非課税 |
| | (5) 相続税の控除 | (6) 贈与税の非課税 |
| 地方税 | (1) 市県民税の所得控除 | (2) 個人事業税の非課税 |
| | (3) 軽自動車税・自動車税の減免 | |

11) 障がい福祉サービス

——29

- (1) 自立支援給付及び地域生活支援事業
- (2) 障がい児支援
- (3) 障がい福祉サービスの利用申請に必要な書類
- (4) 利用者負担上限月額の一覧表
- (5) 小諸市地域活動支援センター「ユメオイビト」

1) 障がい者の相談窓口

『どこに相談したらよいか?』

障がいのある方の施設入所や生活、医療の相談を受けています

◆公共相談機関

相談内容		相談先機関名	住所及び電話
18歳未満の方についての相談、判定、指導 (施設入所、その他)		佐久児童相談所	佐久市岩村田3152-1 TEL 0267-67-3437
身体障がい、知的障がいについての相談 ・手帳交付 ・在宅福祉 ・施設入所 ・その他		小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課福祉係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
精神障害者保健福祉手帳及び精神通院医療費公費負担について		小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課福祉係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
精神障がいについての相談		小諸市役所 (健康づくり課)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-25-1880
特定疾患医療 精神障がいについての相談		佐久保健福祉事務所 (佐久保健所)	佐久市跡部65-1 TEL 0267-63-3111 (代)
妊娠・出産・健康についての相談		小諸市役所 (健康づくり課)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-25-1880
こども(18歳まで)の養育に関する総合的な相談 ひとり親家庭に関する相談 女性のための相談		小諸市福祉事務所 (小諸市こども家庭支援課 こども家庭相談係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
介護保険		小諸市役所 (高齢福祉課介護保険係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
税金の相談	市県民税 軽自動車税 (種別割)【市税】	小諸市役所 (税務課市民税係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
	自動車税 (種別割・環境性能割)【県税】	東信県税事務所	佐久市跡部65-1 TEL 0267-63-3111 (代)
	所得税 その他【国税】	佐久税務署	佐久市岩村田1201-2 TEL 0267-67-3460
年金の相談	国民年金	小諸市役所 (市民課国保年金係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
	厚生年金	小諸年金事務所	小諸市田町2-3-5 TEL 0267-22-1080 (代)

職業相談 (就職、雇用保険、その他)	ハローワーク佐久 (佐久公共職業安定所) 小諸出張所	小諸市御幸町2-3-18 Tel 0267-23-8609
	佐久圏域障がい者就業・生活 支援センター ほーぷ	佐久市岩村田1880-4 Tel 0267-66-3563

◆その他の相談機関等

民生・児童委員 (各地区)	民生委員は児童委員を兼務し、生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者などの援護を必要としている方の相談に応じ、行政や関係機関へつなぎます。そのほか、見守りのための訪問活動や行政などの依頼に基づき状況調査に協力します
佐久広域連合 障害者相談支援センター	身体、知的、精神、障がい児の相談に対応する相談支援センターです 開所時間：平日8時30分～17時15分 佐久市取出町183 佐久市振興公社ビル1階 電話 0267-63-5177 FAX 0267-63-0611
さく成年後見支援センター (佐久市社会福祉協議会)	成年後見制度や権利擁護に関する相談に対応する支援センターです 開所時間：平日8時30分～17時15分 佐久市下越16番地5 あいとぴあ白田内 電話 0267-88-8339 FAX 0267-82-7201
長野県聴覚障がい者 情報センター (指定管理者：長野県聴覚障 害者協会)	ろうあ者による相談員を設置し、日常生活上の問題（結婚、家庭、職業等）について相談に応じます 長野県障がい者福祉センター「サンアップル」内 長野市下駒沢586 電話 026-295-3530 FAX 026-295-3567 E-mail info@nagano-choujou.com
無料法律相談 小諸市役所 (市民課市民協働・相談係)	弁護士による市民無料法律相談を、年9回開催します 相談は無料で、秘密は守られます 電話 0267-22-1700 (代)
無料法律相談 佐久広域連合	弁護士による無料法律相談を開催します。 相談は無料で秘密は守られます。 電話 0267-62-7721

《後期高齢者医療制度への移行》

保険の種類	内容	対象者
後期高齢者医療制度 【問合せ先】 小諸市役所 (市民課国保年金係)	65歳から74歳で、一定程度の障がいがあり、加入を希望する方 ・市民課の担当窓口へ申請し、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることが必要です。 ・今まで加入していた健康保険からは脱退することになります。 ・今まで加入していた保険で、限度額適用・標準負担額減額認定証または特定疾病療養受療証の交付を受けていた方は、改めて長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります。	65歳から74歳まで ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部の方 ・療育手帳A（重度）の方 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方

2) 医療

制度名	内容	対象者
①福祉医療 (重度心身障がい者(児)医療給付) 【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	自己負担した医療保険対象の医療費が、手続きすることにより医療費特別給付金として支給されます <手続き等> ①市への受給者証交付申請が必要となります ②医療機関に受給者証を提示します ③診療月の2～3ヶ月後の月末に指定された口座に振り込みます ※受益者負担金として、1件につき500円をご負担いただきます 一部の資格区分に所得制限があります	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に該当する者(20歳未満まで) ・身体障害者手帳所持者で、障がい程度3級以上に該当する者 ・精神障がい者又は知的障がい者で、障害年金受給者及び療育手帳所持者でA1、A2、B1又は精神障害者保健福祉手帳所持者で1・2級に該当する者 ・65歳以上のもので国民年金施行令別表に定める程度の障がいの状態にある者
②自立支援医療 更生医療 …18歳以上 育成医療 …18歳未満 精神通院医療 【問合せ先】 ・医療機関 ・小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	身体上の障がい除去・軽減のための医療費の一部を公費負担します。医療費は、所得に応じて自己負担上限月額が設定されます ※所得制限があります ◆対象となる医療(障がいと関連のある医療) 《例》 肢体不自由(人工関節置換術、股関節形成術) 内部障がい 心臓(人工弁置換術、弁形成術、バイパス術) 腎臓(人工透析、腎臓移植術)	・肢体不自由者 ・視覚障がい者 ・聴覚障がい者 ・平衡、音声言語、そしゃく機能障がい者 ・心臓機能障がい者 ・腎臓機能障がい者 ・小腸機能障がい者 ・肝臓機能障がい者 ・免疫機能障がい者 精神疾患の治療のため通院して医療を受ける者

<p>③小児慢性特定疾病医療費給付 県知事が指定した医療機関（薬局、訪問看護を含む）において当該疾病に係る治療を受けた場合、その医療費が助成されます</p> <p>【問合せ先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・佐久保健福祉事務所 	<p>対象部位（眼、聴器、上肢、下肢、体幹・脊柱、肢体の機能）に著しい障がいをもつもの</p> <p>＜対象疾患群＞</p> <table border="1" data-bbox="467 264 1074 609"> <thead> <tr> <th>疾患群</th> <th>疾患群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪性新生物</td> <td>先天性代謝異常</td> </tr> <tr> <td>慢性腎疾患</td> <td>神経・筋疾患</td> </tr> <tr> <td>慢性呼吸器疾患</td> <td>慢性消化器疾患</td> </tr> <tr> <td>慢性心疾患</td> <td>皮膚疾患</td> </tr> <tr> <td>骨系統疾患</td> <td>脈管系疾患</td> </tr> <tr> <td colspan="2">染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 等</td> </tr> </tbody> </table>	疾患群	疾患群	悪性新生物	先天性代謝異常	慢性腎疾患	神経・筋疾患	慢性呼吸器疾患	慢性消化器疾患	慢性心疾患	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 等		<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童 ・所得に応じた自己負担があります <p>※対象部位の症状の状態、疾患群に関する該当項目については、お問い合わせください</p>
疾患群	疾患群															
悪性新生物	先天性代謝異常															
慢性腎疾患	神経・筋疾患															
慢性呼吸器疾患	慢性消化器疾患															
慢性心疾患	皮膚疾患															
骨系統疾患	脈管系疾患															
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 等																
<p>④特定医療費</p>	<p>別冊参照 【問合せ先】 佐久保健福祉事務所</p>															

3) 手当・年金

制度名	内容	対象者
<p>①特別児童扶養手当</p> <p>【問合せ先】 ・医療機関 ・小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)</p>	<p>重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいのある20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます</p> <p>※障がいを支給事由とする年金を受けることができるときは支給の対象となりません</p> <p>※障がい児が児童福祉施設に入所されている場合は支給の対象となりません</p> <p>※所得制限があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手当の額 (令和8年4月～) <ul style="list-style-type: none"> 月額 1級重度 (障がい児1人につき) 58,450円 2級中度 (障がい児1人につき) 38,930円 ・支給月 年3回支給 (4・8・11月) 	
<p>②障害基礎年金</p> <p>【問合せ先】 ・小諸市役所 (市民課国保年金係) ・小諸年金事務所</p>	<p>国民年金に加入している方が、病気やケガのため日常生活が著しく制限を受ける状態になったときに支給されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給年金額 (令和8年4月～) <ul style="list-style-type: none"> 1級 年額1,059,125円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は、1,056,125円 2級 年額847,300円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は、844,900円 18歳未満の子 (障がいの状態にある場合は20歳未満) がいる場合は、次の額が加算されます (令和7年4月～) <ul style="list-style-type: none"> 子2人まで1人につき 年額243,800円 子3人目から1人につき 年額 81,300円 	<p>①障害の原因となった病気やケガの初診日が、次のいずれかの間にあること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金加入期間 ・20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間 <p>②障害の状態が、障害認定日又は20歳に達したとき及び65歳前に障害等級表に定める1級又は2級に該当していること</p> <p>③保険料の納付要件を満たしていること</p> <p>(20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要)</p>
<p>③障害厚生年金</p> <p>【問合せ先】 小諸年金事務所</p>	<p>厚生年金の被保険者が障がい者になったときは、基礎年金に障害厚生年金を上乗せして支給されます</p> <ul style="list-style-type: none"> <1級> 報酬比例の年金額×1.25 (+配偶者加給年金額243,800円) <2級> 報酬比例の年金額 (+配偶者加給年金額243,800円) <3級> 報酬比例の年金額 (基礎年金なし) 最低保障額635,500円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は633,700円 	<p>①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること</p> <p>②障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること</p> <p>③保険料の納付要件を満たしていること</p>

制度名	内容	対象者
<p>④障害手当金 (一時金)</p> <p>【問合せ先】 小諸年金事務所</p>	<p>報酬比例額の年金額×2 (最低保障額1,271,000円) ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は 1,267,400円</p>	<p>①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること ②障害の状態が次の条件すべてに該当していること ・初診日から5年以内に治っていること(症状が固定) ・治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと ・障害等級表に定める障害の状態であること ③保険料の納付要件を満たしていること</p>
<p>⑤特別障害者手当</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)</p>	<p>日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます ※障がいのある方が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入所されている場合や、病院又は診療所に継続して3ヵ月以上入院している場合は、支給の対象となりません</p> <p>・手当の額 (令和8年4月～) 月額 30,450円</p> <p>・支給月 年4回(2・5・8・11月)</p>	<p>下記の障がいがある者が重複する者又はそれと同程度以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい1・2級の一部及び下肢3級の一部 ・知的障がいIQ20以下 ・重度の精神障がい <p>※所得制限あり</p>
<p>⑥障害児福祉手当</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)</p>	<p>日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます</p> <p>・手当の額 (令和8年4月～) 月額 16,560円</p> <p>・支給月 年4回(2・5・8・11月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい1・2級の一部 ・知的障がいIQ20以下 ・重度の精神障がい <p>※所得制限あり</p>

⑦長野県心身障害者
扶養共済制度

【問合せ先】

- ・長野県障がい者支援課
- ・小諸市福祉事務所
(小諸市福祉課)

障がいのある方を扶養している保護者（加入者）が死亡又は重度障がいになったとき、その方が扶養していた障がいのある方に年金を支給する制度です

- ・加入口数
心身障がい者1人につき、2口まで
- ・年金支給額
1口 月額20,000円（年額24万円）
2口 月額40,000円（年額48万円）
- ・給付要件
加入者が死亡し、又は重度障がいになったとき

年金は障がいのある方に生涯にわたって支給されます

3) 掛金月額（令和8年4月現在）

加入時の年度の4月1日時点の年齢	1口掛金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

② 弔慰金（1口当たり）

1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が死亡したときは、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給されます

加入期間	金額
1年以上 5年未満	50,000円
5年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

② 脱退一時金（1口当たり）

5年以上加入した後脱退したときは、加入期間に応じて、加入者に脱退一時金が支給されます

加入期間	金額
5年以上 10年未満	75,000円
10年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

■ 掛金の免除

加入者が65歳以上かつ20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます

■ 掛金の減免及び補助

加入者の所得状況により、掛金の減免（県）及び補助制度（市）があります

- ・身体障がい者（1～3級）
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者

上記の保護者で、長野県内に住所を有し、特別の疾病又は障がいのない65歳未満の者

制度名	内容	対象者
<p>⑧児童扶養手当</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市 こども家庭支援課)</p>	<p>父又は母に重度の障がいがあり、18歳年度末までの児童(障がいがある場合は20歳未満)を監護している父、母又は養育者に支給します</p> <p>・手当の額 (令和8年4月～) 第一子本体額 月額48,050円 第二子加算額 月額11,350円 (所得により一部又は全部の減額あり)</p> <p>・支給月 年6回(5・7・9・11・1・3月)</p>	<p>父又は母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)の状態にあり、18歳年度末までの児童(障がいがある場合は20歳未満)を監護・養育している者</p> <p>※父母の両方又はひとり親が障害年金の子の加算分を受給している場合は、一部支給になる場合があります。</p>
<p>⑨重度心身障がい者 介護慰労金 (市単独事業)</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)</p>	<p>在宅の重度心身障がい者と同居し、6ヶ月以上介護している方の労をねぎらい、激励するため介護慰労金を支給する制度です</p> <p>対象の方には12月頃に申請書を送付します</p> <p>・支給額 年額50,000円</p>	<p>3歳以上65歳未満の障害児福祉手当・特別障害者手当に該当又はそれと同程度の障がいのある方と同居して、6ヶ月以上介護している方</p> <p>※市税の滞納がある場合は支給されません</p>

4) 補装具・日常生活用具

制度名	内容		対象者
①補装具の交付・修理	<p>身体障害者手帳を持っている人及び難病患者等の身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理等にかかる費用を支給します</p> <p>なお、種目によっては、更生相談所等の機関で判定を受けることが必要となります</p> <p>自己負担は原則1割ですが、所得の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられます。また、市民税非課税世帯は、自己負担が無料となります</p>		<p>身体障がい児（者）</p> <p>特定医療費（指定難病）対象者</p> <p>※難病患者であっても補装具費の支給制度の対象とならないことがあります。</p>
【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	種目	<p>義肢（義手・義足）、座位保持装置、装具（上肢、下肢、靴型、体幹）、車いす、電動車いす、歩行補助つえ、歩行器、視覚障がい者安全つえ、眼鏡、義眼、補聴器、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具</p> <p>※主な品目です。詳しい内容は、お問い合わせください</p>	
②日常生活用具の給付・貸与	<p>在宅の身体障がい児者、重度の知的障がい児者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具を給付（貸与）します。（障がい種別、等級、所得、限度額などによる制限あり）</p> <p>自己負担は原則1割ですが、所得の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられます。また、市民税非課税世帯は、自己負担が無料となる場合があります</p>		<p>在宅の身体障がい児（者）</p> <p>在宅の重度知的障がい児（者）</p> <p>特定医療費（指定難病）対象者</p> <p>※一部の種目に施設入所の方も対象となるものがあります</p>
【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	種目	<p>ストマ用装具、頭部保護帽、収尿器、浴槽、特殊寝台、移動用リフト、特殊マット、入浴補助用具、歩行支援用具、特殊便器、携帯用会話補助装置、緊急通報装置、聴覚障がい者用通信装置、住宅改修費（居宅生活動作補助用具）</p> <p>※主な品目です。詳しい内容は、お問い合わせください</p>	

※補装具、日常生活用具の種目によっては、介護保険制度による福祉用具貸与、その他法律で給付等受けられる場合があります、その場合は、介護保険等が優先になります（他法優先）

給付支援	内容	対象者
③重度心身障がい児（者）紙おむつ等給付（市単独事業）	<p>在宅で常時寝たきりの重度心身障がい児（者）等に紙おむつ等を支給します</p> <p>年4回給付（4・7・10・1月）</p>	<p>障がいのため常時寝たきりの状態にあり、日常生活の大半を他の介助による者で65歳未満の者</p> <p>※65歳以上の方は高齢福祉課にご相談ください</p>
【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)		

5) 各種奉仕員等の派遣

制度名	内容	対象者
手話通訳者、要約筆記者の派遣 【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	聴覚障がい者等が病院、学校、公的機関等に出向くとき、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者、要約筆記者を派遣します 手話通訳者等の同行が困難な場合には、個人所有のタブレット端末やスマートフォンを使用して遠隔手話通訳も可能です	聴覚障がい者 音声・言語機能障がい者

6) 住宅

制度名	内容	対象者
①住宅改良補助 【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、住宅を改良する場合に補助します ・対象事業内容 浴室、台所、便所、洗面所等の改良 ・補助率 70万円を限度として、改良に要する経費の補助(1割は自己負担となります) ・申請手続き等 要件等の審査のため、事前にご相談ください ※申請は整備前に行っていただき、 <u>整備前の写真</u> 、見積書、設計図書が必要となります	申込者又は同居者が1～6級の身体障害者手帳所持者(65歳未満)で前年の所得税額が8万円以下の世帯 ただし、4～6級の方は、独居者又は常時介護する者がいない者
②公営住宅への単身入居(県営・市営) 【問合せ先】 ・長野県住宅供給公社 佐久管理センター ・長野県住宅供給公社 小諸管理センター	身体・知的・精神障がい者は単身でも入居することができます ※一定の条件があります。詳細は問合せ先にお問い合わせください。	身体障がい者で手帳1級～4級 精神障がい者で手帳1級～3級 ※知的障がいについてはお問い合わせください

7) 生活福祉資金貸付
生活福祉資金の貸付を受けるには

対象者：(低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯)

相談・申請窓口	小諸市社会福祉協議会 TEL 0267-25-7337			
内容	次のとおり、各種資金の貸付制度があります (資金の種類により要件が異なります。また、審査があります) 【令和8年1月現在】			
資金の種類	内容	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金 (福祉費)	生業費	生業を営むために必要な経費 460万円	貸付日から 6ヶ月以内 (分割送金 の場合は最 終貸付日か ら6ヶ月以 内)	20年
	技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 技能習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年
	技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費 50万円		3年
	住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費 250万円		7年
	住居転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費 給排水設備等の設置経費 50万円		3年
	福祉用具 購入費	福祉用具等の購入に必要な経費 170万円		8年
	自動車購入 費	障害者用自動車の購入に必要な経費 250万円		8年
	療養費	負傷・疾病の療養費(移送経費等付随経費含む)及び療養期間中の生計費 療養期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円		5年
	福祉サービ ス費	介護・障害者サービス等の経費(介護保険料を含む)及び期間中の生計費 福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円		5年
	災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費 150万円		7年
	冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費 50万円		3年
	残留邦人 年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 513.6万円		10年
その他臨時 経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金 50万円	3年		
(1)貸付利子は、資金の種類によって異なります (2)上記の他に「教育支援資金」等があります				

8) 交通・移動支援

(1) 鉄道運賃の割引

◆JR各社

障害者手帳をお持ちの方は、次の割引が適用されます

なお、割引の申出をする際は、障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）が必要になります

また、列車等を利用する際には、係員に呈示できるよう必ず障害者手帳を所持してください

《身体障がい者及び知的障がい者手帳をお持ちの方》

対象者	第1種障がい者とその介護者	第1種障がい者とその介護者 又は 12歳未満の障がい児とその介護者	第1種、第2種障がい者が 単独で利用する場合
割引対象乗車券の種類	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	普通乗車券
割引率	50%		
備考	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む 小児定期旅客運賃については割引が適用されません	片道の営業キロが100キロメートルを超える場合 (私鉄線等他の鉄道会社線にまたがる場合を含む)

《精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方》※有効期限を超過していないもの

対象者	第1種障がい者とその介護者	第1種障がい者とその介護者 又は 12歳未満の障がい児とその介護者	第1種、第2種障がい者が 単独で利用する場合
割引対象乗車券の種類	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	普通乗車券
割引率	50%		
備考	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む 小児定期旅客運賃については割引が適用されません	片道の営業キロが100キロメートルを超える場合 (私鉄線等他の鉄道会社線にまたがる場合を含む)

※JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています

※障がい者と介護者が一緒に利用する場合は、同一区間の乗車券等になります

※有効期限が切れた手帳、写真が貼付されていない手帳、第一種・第二種の記載がない手帳の場合は、割引が適用とならないためご注意ください

◆しなの鉄道

身体障害者手帳（携帯電話アプリ・ミライロIDを含む）または療育手帳（携帯電話アプリ・ミライ

ロIDを含む)、精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、下記の割引が適用されます。

対象者	第1種障がい者が単独で 利用する場合	第1種障がい者と その介助者	第2種障がい者が単独で 利用する場合
割引対象乗車 券の種類	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券		
割引率	50%		
備考	回数乗車券を除き、しなの鉄道線からJR線連絡運輸内 (例：篠ノ井駅⇔長野駅)も割引が適用されます		しなの鉄道線及び北しなの 線内が割引となります

注) しなの鉄道線内のみ割引が適用される方がJR線連絡運輸内まで乗車した場合、しなの鉄道線内の割引乗車券を購入し、JR線内の運賃はJR線の駅で精算してください

《例》小諸駅から長野駅まで乗車する場合

小諸駅で障害者手帳を提示し小諸駅から篠ノ井駅までの割引乗車券を購入し、長野駅で篠ノ井駅から長野駅分の乗車料金を精算してください

※有効期限が切れた手帳、写真が貼付されていない手帳、第一種・第二種の記載がない手帳の場合は、割引が適用とならないためご注意ください

◆JR各社、しなの鉄道以外の路線の鉄道運賃の割引については各事業者により内容が異なりますので、詳細はご利用の鉄道各運営会社にお問い合わせください。

(2) ジパング倶楽部

特急券等の割引

対象者	身体障害者手帳所持者で、長野県身体障害者福祉協会会員（小諸市身体障害者福祉協会会員）のうち、60歳以上の男性及び55歳以上の女性
内容	<ul style="list-style-type: none">・割引を受けられる切符の種類 普通乗車券、指定席特急券、自由席特急券、急行券、グリーン券、指定席券・割引回数及び割引率 割引回数 年間20回まで 割引率 (1) 新規会員は、1～3回まで2割引、4～20回まで3割引 (2) 継続更新会員は、20回とも3割引 <p>※割引切符を購入できるのは、JR線で片道101キロ以上ご利用の場合です 割引とならない期間がありますので、ご注意ください 新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部割引とならない切符があります。</p>
手続	<ul style="list-style-type: none">・問い合わせ先 社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所2階 電話：026-228-0317 FAX：026-228-8006・申込先 小諸市身体障害者福祉協会又は長野県身体障害者福祉協会 (原則として、小諸市身体障害者福祉協会（各市町村の身体障害者福祉協会）への加入（年会費1,000円）が条件となります) ◎入会申込書に必要事項を記入のうえ、身体障害者手帳のコピー（写真と障がい名が記載されているページ）とジパング倶楽部年会費1,400円を添えて申し込んでください

(3) 予約制相乗りタクシー「こもろ愛のりくん」運賃の割引

内容	こもろ愛のりくんの運賃が1回の乗車につき100円になります
利用できる者	小諸市に住民登録のある身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ※介護福祉タクシーではありませんので、ドライバーが利用者の身体に触れて乗降のお手伝いをすることはできません。おひとりで乗降できる方のみご利用いただけます。
窓口	こもろ愛のりくんコールセンター（こもテラス1階） 小諸市相生町2-2-22 電話：0267-25-8008
手続	利用者登録をする際に手帳の写しを提出し、こもろ愛のりくんコールセンターで回数券を購入してください

(4) バス運賃の割引

内容	区分	適用範囲	割引率
	普通乗車券	単独で乗車する場合	5割引
		介護者とともに乗車する場合	
	定期乗車券	単独で乗車する場合	各バス会社へお問い合わせください
介護者とともに乗車する場合			
貸切バス	障がい者及び介護者の団体利用		
利用できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳所持者 ・指定救護施設入所者で、その施設の代表者の発行する割引証の提出者 ただし、介護者の必要性の認定については、各会社（又は運転手）の判断によります 		
窓口	乗車券販売窓口		
手続	手帳を乗車券販売窓口で提示し割引乗車券を購入するか又は手帳を運転手に提示し割引料金を支払ってください		

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へのバス運賃割引制度については、事業者により内容が異なりますので、詳細はご利用のバス運営会社にお問い合わせください

(5) 航空運賃の割引（国内線のみ）

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で満12歳以上の方が定期航空路線（国内線）を利用する場合に航空運賃が割引になります ・各航空会社が国内線の路線ごとに割引率を設定しています 詳しくは、各航空会社にお問い合わせください
利用できる者	満12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及び介護者1名
手続	航空券購入の時、搭乗手続きの時に手帳を提示してください

(6) タクシー運賃の割引

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの運賃が10%割引になります（時間制運賃を含む） （相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については割引対象となります） ※迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です
利用できる者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者。精神保健福祉手帳所持者については割引を導入していない事業者があるため事前にご利用のタクシー事業者へお問い合わせください。
窓口	長野県タクシー協会、各タクシー会社
手続	タクシーから降りる際に運転者に手帳を提示し、割引申請書を渡してください ※割引申請書は小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）にあります

(7) 重度心身障がい児（者）タクシー利用料金助成事業（市単独事業）

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの利用料金（利用1回につき880円）を助成します ・最高で年間36回分（月3回分）を助成します
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者で、視覚障がい、下肢障がい、体幹機能障がいの1・2級の者又は上肢2級以上かつ下肢4級以上で単身世帯の者 ・療育手帳所持者で、程度がA1の者 ・自動車税の減免を受けた者、施設入所者は除く ・所得税が課税されていない世帯 ・市税の滞納がない者
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）
手続	申請書を提出して、助成回数乗車券の交付を受けてください

(8) 福祉有償運送（自家用有償旅客運送）

内容	他人の介助によらずに移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な障がい者等を対象にした、社会福祉法人などの団体による個別有償運送サービスです	
利用できる者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	
事業者	小諸市社会福祉協議会 小諸市与良町6-5-1 (電話 0267-31-5531) NPO法人サポートすみれ 小諸市大字加増1258-3 (電話 0267-22-2362) NPO法人たんと 佐久市長土呂587-6 (電話 0267-68-7977) ヘルパーステーション長土呂 佐久市長土呂203-1 (電話 0267-68-1746) ヘルパーステーション望月 佐久市協和126-3 (電話 0267-77-7023)	
手続	利用方法、料金等詳細については、各事業者にお問い合わせください	

(9) 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる者	全ての身体障がい者	第1種 身体障がい者 第1種 知的障がい者 ※第1種とは、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」に第1種と記載がある方です
自動車の範囲	障がい者本人又は生計を一にする者が所有する車及び自家用自動車等（事業用を除く）	
割引率	50%以内	
手続	福祉事務所において事前登録が必要です。、手帳の所定の欄に「自動車登録番号等」の記載または「自動車登録なし」の記載を受けておくことが必要です。手続きには手帳・車検証・運転免許証が必要となります。 料金所において記載を受けた手帳を提示していただくことで、割引となります ※ETCをご利用される場合は、上記の手続きに必要なもののほかにETCカード（原則手帳所持者本人名義）及び登録車に取り付けられたETC車載器の管理番号が確認できる書類（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）が必要となります ETC利用申請は、オンラインでも可能です。	

(10) 自動車改造費の助成

内容	重度の肢体不自由者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します
利用できる者	次の要件を全て満たすことが必要です ・18歳以上で、自らが所有し運転する自動車の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者 ・在宅で生活している者 ・前年の所得税課税所得金額が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
助成額	改造に要する経費の10/10以内（ただし10万円が限度額）
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）
手続	・事前にご相談ください（要件等を審査させていただきます） ・申請には、次の書類が必要となります 身体障害者手帳、運転免許証、車検証の写し、見積書、改造前の写真

(11) 自動車運転免許取得の助成

内容	自動車の運転免許を取得しようとする障がい者に対し、取得費用の一部を助成します
利用できる者	次の要件を全て満たすことが必要です ・18歳以上で、自動車の運転免許を取得することにより社会参加が見込まれる者 ・在宅で生活している者 ・前年の所得税課税所得金額が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
助成額	取得費の2/3以内（ただし10万円が限度額）
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）
手続	事前にご相談ください

(12) 駐車禁止規制の適用除外

内容	歩行の困難な身体障がい者等の運転する自動車に対して、駐車禁止除外標章が交付されます
利用できる者	身体障害者手帳（主に3級以上、下肢不自由は4級以上）、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方 ※詳しくは警察署にお問い合わせください
窓口	警察署
手続	警察署にご相談ください

(13) 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

内容	制度に賛同する公共施設や店舗等で、専用の案内表示のある駐車区画を利用できる県内共通の「利用証」が交付されます
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）、佐久保健福祉事務所福祉課 ※妊産婦については健康づくり課、要介護認定者については高齢福祉課が窓口です
手続	障がい等の状況のわかる書類（身体障害者手帳等）を持参し、申請してください 郵送による申請を希望する場合は、ご相談ください

※利用証の交付対象者及び有効期間は次のとおりです


区分		交付基準		有効期間	
身体障がい者	視覚障がい	身体障害者手帳	4級以上の者	発行の日から5年以内	
	聴覚障がい		3級以上の者		
	ろうあ		3級以上の者		
	平衡機能障がい		5級以上の者		
	肢体不自由		上肢		2級以上の者
			下肢		6級以上の者
			体幹		5級以上の者
			脳原性		上肢機能
	移動機能				6級以上の者
	心臓機能障がい		4級以上の者		
	腎臓機能障がい		4級以上の者		
	呼吸器機能障がい		4級以上の者		
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい		4級以上の者		
知的障がい者	小腸機能障がい		4級以上の者		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上の者		
	肝臓機能障がい		4級以上の者		
知的障がい者	療育手帳A1、A2の者				
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級の者				
発達障がい者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者				
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療等受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者				
要介護認定者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者		発行の日から2年以内		
妊産婦	母子健康手帳を取得した者 産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る		母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後2年の間		
その他ケガ人又は病気等の者	ケガ又は病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者		医師の診断書等による必要期間以内		

(14) 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付

内容	身体障がい者補助犬を使用するために必要な訓練を行います なお、この間の経費（交通費、食事代等）は、給付候補者の負担となります また、身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です
利用できる者	・盲導犬 視覚障がい者（1級） ・介助犬 肢体不自由者（1・2級） ・聴導犬 聴覚障がい者（2・3級） ※18歳以上で、県内に1年以上居住している在宅の方が対象となります
窓口	・盲導犬、介助犬 小諸市福祉事務所（小諸市福祉課） ・聴導犬 佐久保健福祉事務所福祉課

9) 情報の提供等

実施事業	内容	対象者
①朗読ライブラリー等の貸出 市立小諸図書館	市立小諸図書館では、点字図書、大活字本、朗読ライブラリー等の貸出を行っております	視覚障がい者
②「県からのたより」の発行 長野県広報・共創推進課	点字及びCDによる「県からのたより」を作成し、希望者の自宅への送付や上田点字図書館等で配付を行っております	
③点字図書等の貸出 上田点字図書館 〒386 - 0014 上田市材木町一丁目2 - 5 電話 0268 - 22 - 1975	点字図書、声の図書（テープ・CD）、CD図書朗読機の貸出を行います	
④手話・字幕つきビデオ・DVDの貸出 長野県聴覚障がい者情報センター 長野県聴覚障害者協会	手話・字幕つきのビデオ・DVDの貸出を行います	聴覚障がい者
⑤FAXによる防災情報等の配信 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	災害等の緊急時において、FAXによる配信、情報伝達を行います ・災害時の避難指示などの重要な防災行政無線放送が行われる際に、登録されたご自宅等のFAXに放送と同様の内容を配信します ・登録（申込み、配信）に伴う費用は無料ですただし、FAX機器の設置費、電話会社の契約料、FAX用紙代等は自己負担です ・ご自宅にFAX機器がなく新規に購入を希望される方は別途ご相談ください(日常生活用具給付制度が利用できる場合があります)	聴覚障がい者 防災行政無線による屋外放送の聞き取りが困難な方を対象

<p>⑥防災情報等の配信</p> <p>小諸市役所 危機管理課</p>	<p>小諸市公式LINE</p> <p>防災、防犯に関わる情報、防災行政無線の放送内容（選挙公報除く）を配信します</p> 
<p>⑦NHK受信料の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課) ・NHK長野放送局 電話 026 - 291 - 5200 	<p>次に該当する場合、受信料が全額又は半額免除になります</p> <p>◆全額免除</p> <p>障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合</p> <p>◆半額免除</p> <p>世帯主で受信契約者が次のいずれかの障がいの程度である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が1級又は2級の方 ・療育手帳をお持ちで、重度（A1判定）の方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が1級の方
<p>⑧NTT無料番号案内 (ふれあい案内)</p> <p>NTT (全国共通番号)</p> <p>電話 0120-104-174</p> <p>FAX 0120-104-134</p>	<p>電話番号が無料で案内されます（事前登録が必要です）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 (視覚1～6級、肢体不自由1・2級、聴覚2・3・4・6級、音声・言語・そしゃく3・4級) ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 <p>登録・問い合わせ受付時間</p> <p>午前9時～午後5時（土・日・祝日及び年末年始を除く）</p>
<p>⑨ホームページ等による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小諸市 ・長野県 	<p>障がい者に関する各種サービス等の情報をホームページや公式SNSで提供しています</p> <p>小諸市オフィシャルサイト https://www.city.komoro.lg.jp/</p> <p>長野県公式ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/</p>
<p>⑩青い鳥郵便葉書の無償配布</p> <p>郵便局</p>	<p>青い鳥郵便葉書が無償で配布されます（20枚/年）</p> <p>対象者 身体障がい者（1級又は2級） 知的障がい者（A1又はA2）</p> <p>方法 身体障害者手帳又は療育手帳を持参の上、お近くの郵便局で所定の手続きが必要です</p> <p>申込期間 4月1日～6月2日</p>

<p>⑪点字郵便物等の無料扱い</p> <p>郵便局</p>	<p>点字郵便物、特定録音物等郵便物の郵便料金が無料になります</p> <p>※特定録音物等郵便物は、視覚障がい者用の録音物又は点字用紙を内容とするもので、日本郵便株式会社の指定する施設が発受するものを指します</p>
<p>⑫携帯電話の割引サービス</p> <p>携帯電話各社</p>	<p>携帯電話の使用料等が割引になります</p> <p>詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせください</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証等所持者が対象となります</p>
<p>⑬災害時等要援護者支援制度</p> <p>小諸市福祉事務所 (高齢福祉課) (福祉課)</p>	<p>障がい等がある方で災害時等に支援を必要とする方が、迅速かつ円滑に支援が受けられるようにするための登録制度があります</p> <p>登録された方には「あんしんカプセル」をお配りします</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（１級又は２級）の方 ・療育手帳（Ａ１又はＡ２）の方 ・精神障害者保健福祉手帳（１級）の方 ・自立支援医療費（精神通院医療）の支給を受けている方 ・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
<p>⑭ 選挙の不在者投票</p> <p>小諸市選挙管理委員会 電話 0267 - 22 - 1700 (代)</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます</p> <p>手続き等の詳細は、選挙管理委員会にお問い合わせください</p>
<p>⑮ NET119 緊急通報システム</p> <p>佐久広域連合消防本部 電話 0267 - 64 - 0119</p>	<p>聴覚や発話に障がいがあるなどの理由で、音声による１１９番通報が困難な方のための緊急通報システムです</p> <p>スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して簡単な操作で素早く１１９番通報することができます</p> <p>※事前に登録が必要です</p> <p>佐久広域管内の各消防署又は消防本部で登録することができます</p>
<p>⑯ 110 番アプリシステム</p> <p>長野県警察本部 電話026 - 233 - 0110</p>	<p>聴覚や発話に障がいがあるなどの理由で、音声による１１０番通報が困難な方のための通報システムです</p> <p>スマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、画面操作によって、文字を用いたチャット方式による１１０番通報をすることができます</p> <p>※事前に登録が必要です</p>

<p>⑰ ミライロID</p> <p>株式会社ミライロ ホームページ https://mirairo-id.jp/</p>	<p>株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリです。</p> <p>事前に、お持ちの障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の情報を、スマートフォンのアプリで撮影し必要事項を登録します。</p> <p>市関連施設等で紙形式の障がい者手帳の代わりにアプリの画面を提示して、障がい者割引等を利用することができるものです。</p> <p>※ミライロIDが使える場所（障害者割引など）についてはミライロIDのホームページにてご確認ください。</p> <p>【注意事項】</p> <p>(1) 手帳情報の登録完了には数日かかります。</p> <p>(2) 登録は本人の責任において行ってください。</p> <p>(3) 登録方法やアプリの使い方に関するお問い合わせは小諸市ではお答えできませんので、株式会社ミライロへ直接ご確認ください。</p>
<p>⑱ 交通系のICカード (Suica や PASMO などがあります。)</p> <p>各交通事業者等</p>	<p>鉄道やバスなどを利用する際、障害者割引を適用した運賃を自動精算で利用できます。</p> <p>具体的なサービス内容や購入方法など詳細につきましては、ご利用先の交通事業者等にお問い合わせください。</p>

10) 税金

I 国税

国税に関する控除・非課税適用を受けるには

(1) 所得税に関する障がい者の所得控除（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます

区 分		身体障がい (等級)						知的障がい (知能指数)		精神障がい (等級)		控除額 (万円)	
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	3 5 以下 A(A1 ~A2)	7 5 以下 B(B1 ~B2)	1 級	左記 以外	障害者 控除等	
納税者		障がい者				○	○	○	○		○	27	
		特別障がい者		○	○					○		○	40
控除対象配偶者	一般	障がい者				○	○	○	○		○	27	
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○	40
			同居	○	○					○		○	75
	老人 70歳 以上	障がい者				○	○	○	○		○	27	
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○	40
			同居	○	○					○		○	75
扶養親族	一般年少 0歳以上 15歳以下	障がい者				○	○	○	○		○	27	
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○	40
			同居	○	○					○		○	75
	一般 16歳以上 18歳以下 23歳以上 69歳以下	障がい者				○	○	○	○		○	27	
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○	40
			同居	○	○					○		○	75
	特定 19歳以上 22歳以下	障がい者				○	○	○	○		○	27	
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○	40
			同居	○	○					○		○	75
区 分		身体障がい (等級)						知的障がい (知能指数)		精神障がい (等級)		控除額 (万円)	

				1級	2級	3級	4級	5級	6級	35以下 A(A1 ~A2)	75以下 B(B1 ~B2)	1級	左記 以外	障害者 控除等	
扶養親族	老人 70歳以上	障がい者	非同居			○	○	○	○		○		○	27	
			同居			○	○	○	○		○		○		
		特別障 がい者	非同居	○	○						○		○		40
			同居	○	○						○		○		75

【窓口】 佐久税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

(2) 所得税に関する医療費控除

窓口	佐久税務署
手続	確定申告等が必要です
内容	身体障がい者本人や生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます
対象	<p>診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書のあるもの（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料） ・ 人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、ストマケアの治療上必要と医師が証明する場合のストマ用装具代 ・ 医療系サービス及び医療系サービスと併せて利用する在宅介護サービスについて、その介護に要する費用 ・ 介護福祉士等による喀痰吸引及び経管栄養の対価 等

(3) 利子等の非課税（障害者等のマル優）（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

窓口	ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等
手続	確認書類（手帳、年金証書等、確認書類）が必要です
内容	一定の手続きにより預け入れた郵便貯金、少額貯蓄及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります
利用できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 療育手帳の交付を受けている方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障がい支給事由とする年金を受けている方 ・ 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方

(4) 消費税の非課税

(身体障がい者)

窓口	佐久税務署	
内容	身体障がい者が使用するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付け等が非課税となっています	
	区分	対象品目
	補装具	義肢、装具、補聴器、車いす等
	日常生活用具	視覚障がい者用拡大図書器、特殊寝台、体位変換器等
	改造自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者が運転できるよう補助手段が講じられているもの ・車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ車いすの固定に必要な手段を施してあるもの
(注) これらの商品については、地方消費税(県税)についても課されません		

(5) 相続税に関する障がい者控除

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

窓口	佐久税務署											
内容	相続人に障がいがある場合、相続税から一定額が控除されます											
	等級 区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい		税額控除額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	重 度	左記 以外	1 級	左記 以外	
	相続人	○	○					○		○		20万円*85歳に達するまでの年数
			○	○	○	○		○		○	10万円*85歳に達するまでの年数	

(6) 贈与税の非課税

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

窓口	信託銀行等											
内容	特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、6,000万円(特定障害者のうち、特別障がい者以外の者にあつては、3,000万円)までは、贈与税の課税価格に算入されません											
	等級 区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい		税額控除額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	重 度	左記 以外	1 級	左記 以外	
	受益者	○	○					○		○		6,000万円
											3,000万円	

II 地方税

地方税に関する障がい者控除

(1) 市県民税に関する障がい者控除（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

税額計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます

区 分		身体障がい (等級)						知的障がい (知能指数)		精神障がい (等級)		控除額 (万円)		
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	35 以下 A(A1 ~A2)	75 以下 B(B1 ~B2)	1 級	左記 以外			
納税者	障がい者				○	○	○	○		○		○	26	
	特別障がい者		○	○					○		○		30	
扶養配偶者	一般	障がい者				○	○	○	○		○		○	26
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○		30
			同居	○	○					○		○		53
	老人 70歳 以上	障がい者				○	○	○	○		○		○	26
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○		30
			同居	○	○					○		○		53
扶養親族	一般年少 0歳以上 15歳以下	障がい者				○	○	○	○		○		○	26
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○		30
			同居	○	○					○		○		53
	一般 16歳以上 18歳以下 23歳以上 69歳以下	障がい者				○	○	○	○		○		○	26
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○		30
			同居	○	○					○		○		53
	特定 19歳以上 22歳以下	障がい者				○	○	○	○		○		○	26
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○		30
			同居	○	○					○		○		53
	老人 70歳以上	障がい者	非同居			○	○	○	○		○			26
			同居			○	○	○	○		○			
		特別障がい者	非同居	○	○					○		○		30
同居			○	○					○		○		53	

【窓口】 小諸市税務課（給与所得の場合は、勤務先の給与担当）

合計所得 135 万円以下の障がい者は、市県民税が非課税となります

(2) 個人事業税の非課税

内容	両眼の視力を喪失した者及び万国式試視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は非課税となっています。詳しくは東信県税事務所にお問い合わせください
----	--

(3) 軽自動車税・自動車税の減免（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

障がいの程度が別表に該当する者であって、次の場合、軽自動車税・自動車税が申請により減免されます

区分	対象者	身体障がい者		知的障がい者	精神障がい者
		(18歳以上)	(18歳未満)		
所有者	本人	○	—	○	○
	同一生計者	×	○	○	○
	本人 ※障がい者等のみで 構成される世帯の場 合	○	—	○	○
運転者	本人	○	—	○	○
	同一生計者	○	○	○	○
	日常的介護者 ※障がい者等のみで 構成される世帯の場 合	○	—	○	○

※本人とは・・・ 障がいのある方が運転すること

※同一生計者とは・・・ 障がいのある方の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がいのある方と生計が一緒の方が専ら運転すること

※日常的介護者とは・・・ 障がいのある方の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、日常的に障がいのある方を介護する方が専ら運転すること

※減免申請の時期※

- ・ 4月1日現在で自動車を既に所有している方は、4月1日から納期限まで
- ・ 年度途中で身体障害者手帳等の交付等を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内
- ・ 自動車を登録した日から30日以内（登録時に申請することも可能）

別表 軽自動車税・自動車税の減免制度が利用できる方は次のとおりです

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
身体障がい	視覚	◎	◎	◎	◎			<ul style="list-style-type: none"> ◎は同一生計者又は日常的介護者が運転する場合も対象となります ○は本人が運転する場合に限りです 内部障がいとは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がいのことです 免疫障がいとは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことです 音声機能障がいは、喉頭摘出による場合に限りです 2以上の障がいがある場合は、それぞれの障がいの程度等につき減免の対象となるかの判断になりますので、東信県税事務所にお問い合わせください 	
	聴覚		◎	◎					
	平衡			◎					
	音声			○					
	上肢	◎	◎						
	下肢	◎	◎	◎	○	○	○		
	体幹	◎	◎	◎		○			
	脳原性	上肢	◎	◎					
		移動	◎	◎	◎	○	○		○
	内部障がい	◎		◎					
	免疫機能障がい	◎	◎	◎					
肝臓機能障がい	◎	◎	◎						
知的障がい	療育手帳A 1、A 2の交付を受けている者								
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者								

※自家用・営業用を問わず、専ら身体障がい者等の利用に供すると認められる身体障がい者輸送車又は入浴車を取得する場合は、減免される制度があります

(注) 上記は制度の概略です。詳しくは、軽自動車税の減免制度は小諸市税務課まで、自動車税の減免制度は東信県税事務所（0267-63-3135）までお問い合わせください

1 1) 障がい福祉サービス

サービスは、個々の障がいのある方々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」及び「障がい児支援」に大別されます。

これらのサービスについて、利用を希望する方は、申請が必要になります。

なお、所得に応じて自己負担があります。

※詳細については、事前に小諸市福祉事務所（小諸市福祉課福祉係）へお問い合わせください。

(1) 自立支援給付及び地域生活支援事業

自立支援給付	介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
		短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います
		就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力、適正等に合った就労先や働き方が選択できるようサポートします
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います

	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出の際の移動を支援します
	日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい者の日中活動の場を確保し、訓練等の支援を行います
	訪問入浴サービス事業	身体障がい等により居宅での入浴が困難な人に対し、訪問等による入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります

(2) 障がい児支援

通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
	医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）がある未就学の障がい児に対して、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や学校の休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います
訪問支援	保育所等訪問支援	保育所等を利用又は利用予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います
入所支援	福祉型障害児入所支援	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います
	医療型障害児入所支援	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います

(3) 障がい福祉サービスの利用申請に必要な書類

《提出書類》

提出書類	様式番号
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書	第1号
世帯状況・収入申告書	第24号
世帯状況・収入申告書に関連する書類 ○障害年金受給者 ・前年(※)の1年間に受け取った年金額がわかる書類 例) <u>年金振込通知書又は障がい者本人の名義の預貯金通帳の写し</u> ○工賃等収入がある方(所得税の申告をされている方は不要です) ・前年(※)の1年間に受け取った工賃等がわかる書類 例) 作業所等に「 <u>支払証明書</u> 」の交付を依頼してください。 ○特別児童扶養手当等の受給者 ・前年(※)の1年間に受け取った手当額がわかる書類 例) <u>受給証明書又は手当等が振り込まれている預貯金通帳の写し</u> ※前年とは、申請月が1～6月については前々年の1～12月となります。	

【利用者負担額の減免を受けるための要件(要件に該当することが必要です)】

①負担上限月額に関して

- ・生活保護受給世帯
- ・市民税非課税世帯に属する方
(合計所得金額及び障害基礎年金等の収入合計額が80万円以下の方)
- ・市民税非課税世帯に属する方で、上記以外の方
- ・市民税所得割額の世帯の合計額が「16万円未満」
(障がい児にあっては「28万円未満」の世帯に属する方)

②医療型個別減免に関して(下記のいずれにもあてはまる方)

- ・施設入所者
- ・市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者(20歳以上の方)

③特定障害者特別給付費(補足給付)に関して

- 「入所施設の食費軽減措置」(下記のいずれにもあてはまる方)
- ・施設入所者
- ・市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者(20歳以上の方)

④特定障害者特別給付費(補足給付)に関して

- 「家賃軽減措置」(下記にあてはまる方)
- ・市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者

⑤生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関して

- ・提出書類 境界層対象者証明書(福祉事務所が発行するもの)

※申請書の提出がない場合は、軽減の対象とならないことがあります。

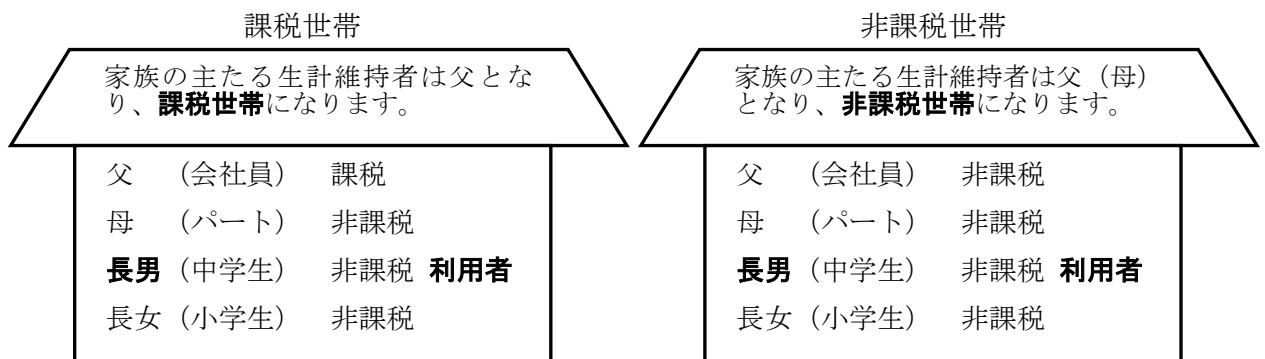
(4) 利用者負担上限月額の一覧表

区分		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯（所得割額）				世帯の範囲		
				16万円未満	28万円未満	46万円未満	46万円以上	者	児	
福祉サービス	居宅・通所	障がい者	0円	0円	9,300円	37,200円			本人及び配偶者	住民基本台帳上の世帯
		障がい児	0円	0円	4,600円		37,200円			
	入所施設等	障がい者	0円	0円	37,200円					
		障がい児	0円	0円	9,300円		37,200円			

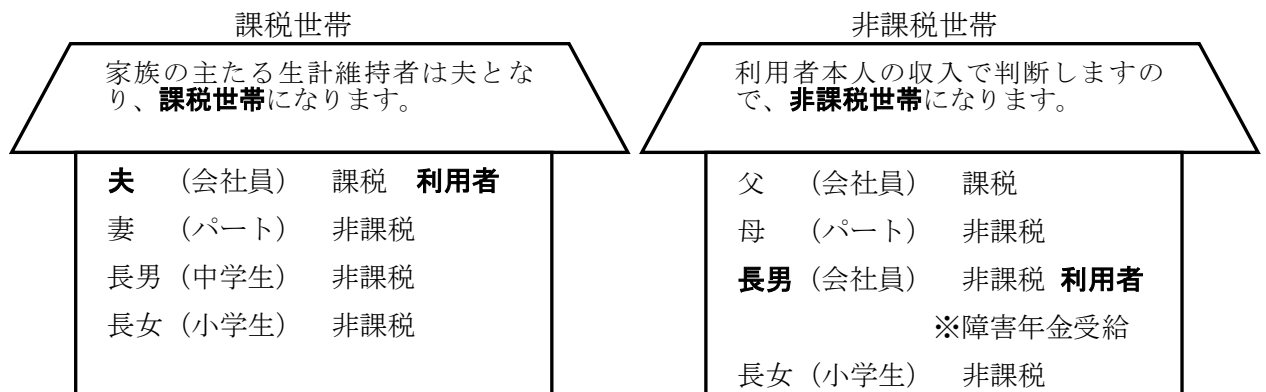
※「入所施設等」には、グループホーム等入居を含む。

※参考事例（世帯の考え方）

障害福祉サービス利用者が 18歳未満の場合（施設に入所する18歳、19歳を含む）



障害福祉サービス利用者が 18歳以上の場合（施設に入所する18歳、19歳を除く）



(5) 小諸市地域活動支援センター「ユメオイビト」

地域活動支援センターは、障がいがある方一人ひとりの能力に合わせて作業活動や創作活動をしていただきながら、社会活動への参加を推進するための通所施設です。

・提供するサービス

生産的作業 : 再生和紙製品、咲き織製品、ハーブ栽培等

創造的・余暇活動 : パソコン・絵画教室、アニマルセラピー、音楽療法等

専門的支援 : 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による指導と評価、社会福祉士による相談支援等

・所在地 小諸市相生町2 - 1 - 6

・開所時間等 午前9時～午後4時（土曜・日曜・国民の祝日を除く、月曜～金曜日）
※ 年末年始、お盆の期間は休み

・利用料 無し（飲食費、創造的活動に使用する材料費に関しては実費）

・その他 昼食の提供、送迎はありません。

・問合せ先 小諸市地域活動支援センター「ユメオイビト」
電話 : 0267 - 27 - 0538

編集・発行

令和8年5月

小諸市福祉事務所（小諸市 福祉課）

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

電話 0267-22-1700

（内線 2143・2144・2145・2146・2183）

FAX 0267-22-1966

令和8年4月現在